

第8章

計画の推進

8-1 計画の推進体制

8-2 進行管理のしくみ



第8章

計画の推進

8-1

計画の推進体制

本市が目指す将来環境像の実現に向けて、本計画に掲げる各種施策を総合的かつ計画的に推進するためには、各主体（市民・事業者・行政）が自主的・積極的な取組を実践するとともに、参加・協働による各主体のパートナーシップを形成することが重要です。

このことから、本計画の推進及び進行管理を行う組織体制を以下のとおり整備し、これらを円滑に運営していくことで、本計画の実効性を確保していきます。

(1) 印西市環境審議会

印西市環境審議会は、印西市環境審議会条例に基づき、学識経験者や関係行政機関職員、各種団体代表、公募市民によって構成される組織です。市長の諮問に応じて、環境の保全に関する基本的事項について、多面的・専門的に調査審議し、意見・答申をします。

(2) 印西市環境推進会議

印西市環境推進会議は、公募市民や市内事業者の代表によって構成される組織です。本計画に基づく取組を推進するとともに、市民・事業者に対して環境行動指針に関する普及啓発を行います。

(3) 印西市環境調整委員会

印西市環境調整委員会は、庁内の各部の代表によって構成される組織です。本計画に掲げる各施策の総合的な調整及び進行管理を行うとともに、その結果を事務局（環境保全課）に報告するなど、本計画の全庁的な推進を図ります。

(4) 各担当課

庁内の各担当課は、所管する事務事業に本計画に掲げる施策等を反映させ、より具体的に取組を推進します。また、各課・各施設に環境推進主任を置き、事務局（環境保全課）との連絡調整や印西市環境調整委員会へ施策の進捗状況の報告を行います。

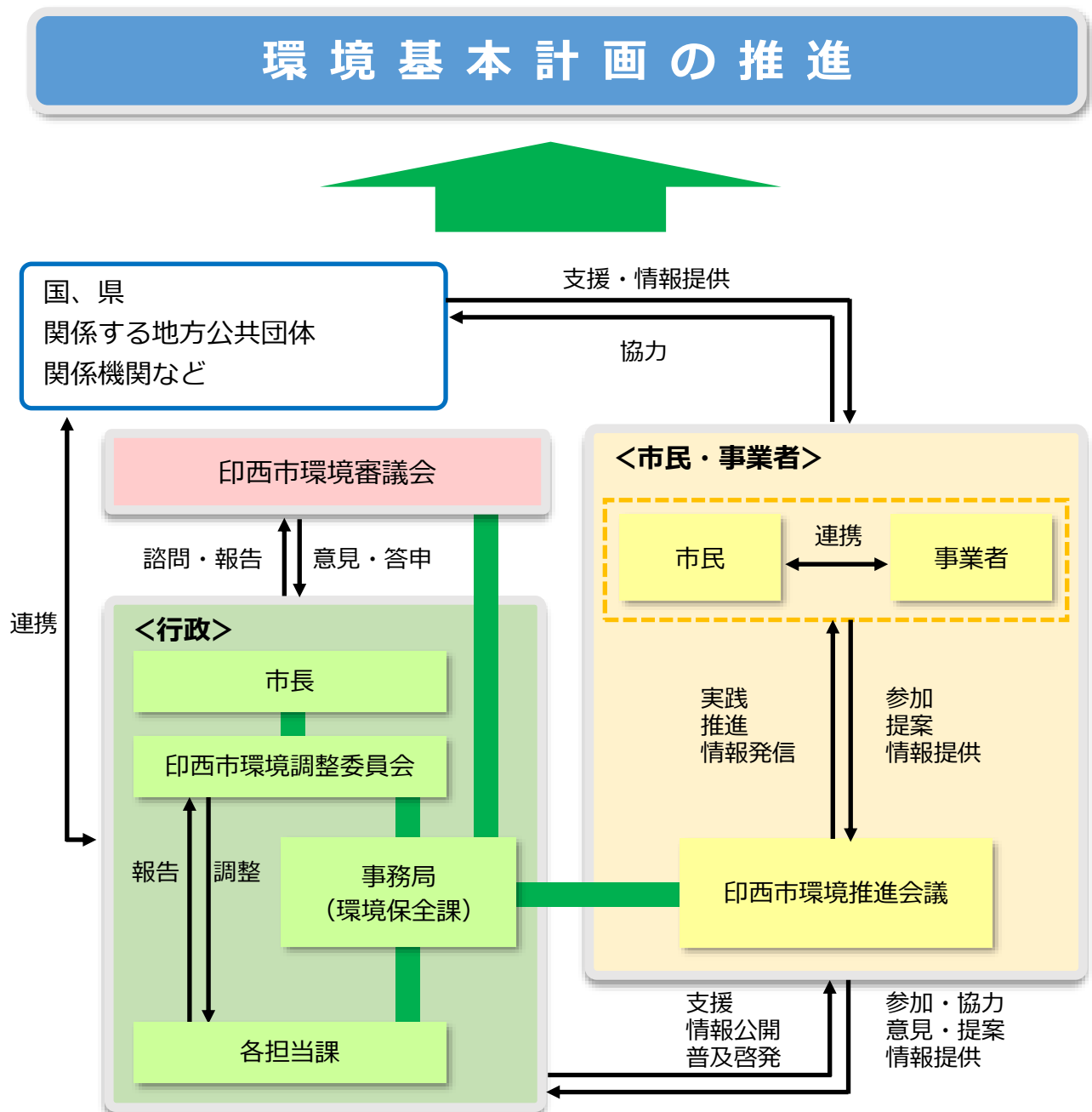
(5)事務局(環境保全課)

事務局(環境保全課)は、印西市環境調整委員会及び各担当課からの進捗状況等の報告や印西市環境審議会からの答申を受け、印西市環境白書を取りまとめるとともに、その結果を公表します。また、印西市環境推進会議へ情報発信し、環境行動の定着を促します。

(6)国、県、関係する地方公共団体、関係機関などとの連携・協力

広域的な視点が必要な取組、あるいは技術的・財政的な理由などで市が単独で対応することが難しい取組については、国や県、関係する地方公共団体、関係機関などとの緊密な連携・協力を図りながら対応していきます。

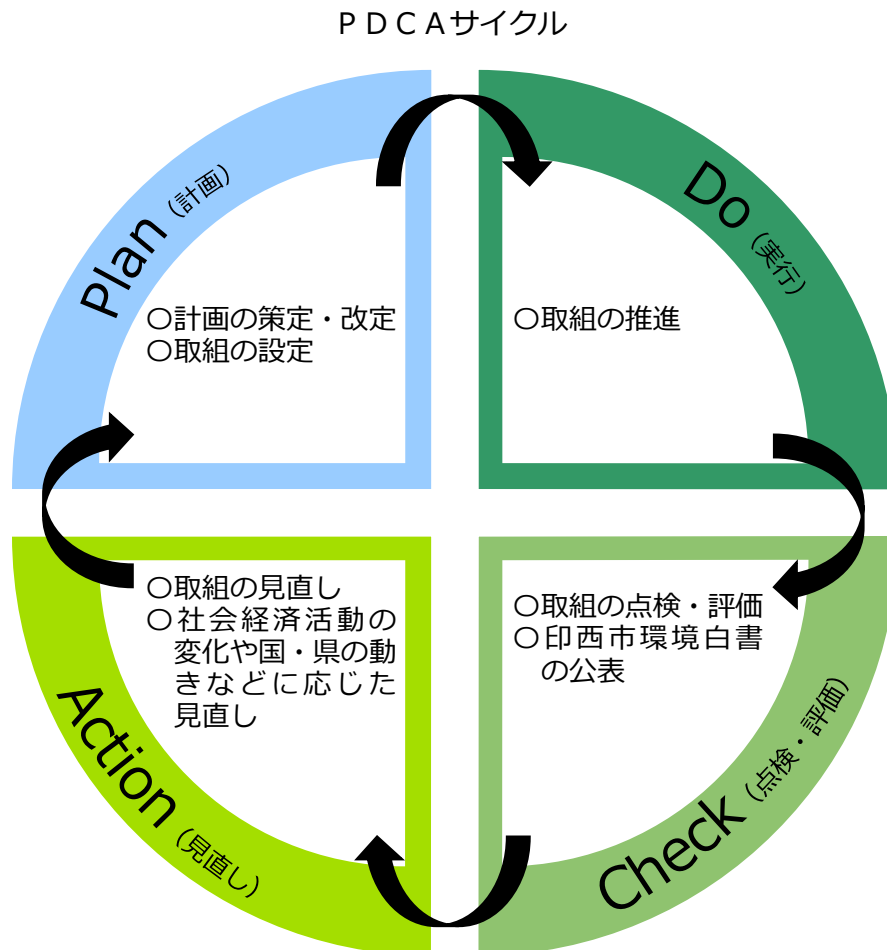
第3次印西市環境基本計画の推進体制



(1) 進行管理の基本的な流れ

本計画で定めた各種取組を着実に実践しつつ、継続的な改善を図っていくために、進行管理の仕組みを構築します。

進行管理の仕組みは、P（Plan：計画）→D（Do：実行）→C（Check：点検・評価）→A（Action：見直し）という「PDCAサイクル」を基本とします。

**(2) 取組の点検・評価及び見直し**

本計画を円滑に推進するため、毎年度、庁内関係各課において施策の取組状況や目標の達成状況を点検・評価し、印西市環境審議会からの意見を各種取組の改善に活かします。

また、年次報告書として印西市環境白書を取りまとめ、広く公表することで、市民・事業者の環境行動の充実に繋がります。

本計画は令和13（2031）年度までを計画期間としますが、社会経済活動の変化や国・県の動きなどに応じて、計画の施策内容や指標などについて見直しを図ります。